

# 栄村震災復興計画（1次案）に対する 委員意見

## 震災復興計画（1次案）に対する委員意見

委員名	広瀬進委員
-----	-------

### ■第3章 前提・基本方針の取り組み方法

#### 方針2「農業を軸に資源を活かした新たな産業振興」について

- ・米や野菜等の加工品の貯蔵に「雪室（むろ）」を作るなど、雪を活用した取り組みが必要である。

### ■第4章 計画の推進体制について

- ・「復興計画を踏まえて実施されているのか、また十分機能しているのかなどの点検を行う委員会」に復興計画策定委員会のメンバーが参加するのは疑問である。

自分で問題を出して、自分で答案を書くようなものである。

行政のチェック機関として、議会があるにもかかわらず、それとの整合性はどのように図るのか。

## 震災復興計画（1次案）に対する委員意見

委員名	関谷 美彦 委員
-----	----------

### ■第4章 計画の推進体制について

・復興計画策定委員会は、長野県北部地震からの復旧・復興を目的に震災復興計画を検討し、その結果を村長に報告することが主たる任務である。

「県の関係部局や専門家（復興計画策定委員会のメンバーを含む）による（復興）委員会を設置し、復興計画に照らして総合性を得ているかどうかを検討し、事業の導入方法を決定する」ことになっているのが、復興計画策定委員会の任務からして、そこまで携わる必要性はないと考えます。

村が行う事業のチェックや導入する事業の検討等は、村民から選ばれた村議会の任務であり、（復興）委員会でも検討することは二重構造にもなり、ますます事業決定が遅れる恐れが考えられます。同時に（復興）委員会の位置付けが明確化していない。

また、この第4章の文章の中から重大な問題が考えられます。県の関係部局・専門家（復興計画策定委員会のメンバーを含む）とあるが、村議会の関与するところがないように思われます。これでは、村議会軽視と言われかねません。

村として、このような機関が必要である場合は、村長の諮問機関として村長が任命すれば良いと思います。